

資料14 よくあるご質問と回答

(改定前の募集要項から変更・追加した箇所は赤字で記載)

項番	募集区分	ご質問	回答
1	複数年卸・単年卸共通	第1回の募集には参加せず、第2回以降の募集から参加する場合も、2024年9月20日(金)までに「電力卸取引参加申込書」を提出する必要があるのか。	第2回以降の募集から参加する場合についても、2024年9月20日(金)までに「電力卸取引参加申込書」をご提出ください。
2	複数年卸・単年卸共通	参加要件を満たしていれば、登録小売電気事業者でなくても申込みできるのか。	募集要項の参加要件を満たしていれば、お申込みいただけます。但し、中国エリアにバランシンググループ(以下、「BG」という。)を開設いただいていることが前提となります。
3	複数年卸・単年卸共通	電気の受渡し方法は、中国エリアでのBG渡しのみとなるのか。間接オークション渡しは対応できないのか。	原則として、中国エリアでのBG渡しといたします。間接オークション渡し(JEPX渡し)を希望される場合は、個別にご相談ください。
4	複数年卸・単年卸共通	「電力卸取引参加申込書」の「秘密保持に関する誓約」について、秘密情報の開示先として親会社等を追加することは可能か。	秘密情報の開示先を追加する場合は、追加を希望される事業者名、本卸募集の申込者である事業者さまとの関係(例:親会社)、開示理由(例:取引の実施にあたっては親会社の決済が必要となる)を当社までメールにてご連絡ください。開示先追加の可否については、当社にて判断させていただきます。開示先の追加が可能な場合は「秘密保持に関する誓約」の修正案を当社からメールにて送付します。なお、秘密情報の開示先以外の修正はいたしかねますので、ご了承ください。
5	複数年卸・単年卸共通	複数の販売商品が約定した後に、一部の販売商品の申込みをキャンセルすることはできるのか。	約定後のキャンセルはいたしかねます。
6	複数年卸・単年卸共通	ミドル型について、「平日8-20時」以外の時間帯を希望する場合でも、利用率を33%に設定する必要があるか。また、受給時間を平日だけでなく、土日祝を含む全日とすることも可能か。	募集要項に記載している「利用率33%」は、ミドル型において「平日8-20時」に受電する場合のものです。例えば、「平日8-17時」のように、利用率が33%とならないお申込みも可能です。ただし、申込可能な時間帯は、平日または土日祝日を含めた全日の連続した6時間以上の時間帯に限ります。ご不明な点がございましたら、具体的な受給パターンを事前にご相談ください。
7	複数年卸・単年卸共通	ミドル型について、連続していない時間帯での受給は可能か。例:受給時間帯を平日の朝(6-8時)と夕方(18時-22時)とする。	平日または土日祝日を含めた全日の連続した6時間以上の時間帯でお申込みください。
8	複数年卸・単年卸共通	通告型βにおける需給管理業務の委託とは、具体的にどのような業務を委託することになるのか。	通告型βは、小売需要および調達電源に関する全ての需給管理業務を委託いただくことを前提としたメニューです。具体的には、以下の内容を当社または当社子会社の株式会社エネルギー・ソリューション・アンド・サービス(以下、「ESS」という。)へ委託いただきます。また、委託いただくエリアのBGは、当社またはESSの子BGとなっております。 ・需要想定 ・需要計画、調達計画の作成および電力広域的運営推進機関への通知 ・余剰電力および不足電力の日本卸電力取引所での取引 等
9	複数年卸・単年卸共通	通告型βにおける需給管理業務の委託費は、どの程度か。	委託業務の内容等により委託費が異なり、当社またはESSとの協議のうえ決定いただくことになるため、具体的な金額はお示しできません。 <需給管理業務委託費の概算について> お申込みいただいた内容を踏まえ、当社にて委託先を決定いたします。そのうえで、当社から受給料金単価を提示する際に、あわせて委託先および需給管理業務委託費の概算についてお知らせいたします。
10	複数年卸・単年卸共通	通告型βが約定したのち、需給管理業務の委託協議が調わず、契約締結にいたらない場合、違約金は発生するのか。	契約決定通知後、需給管理業務の委託協議が調わないことを理由に契約を辞退される場合についても、原則として、違約金をお支払いいただくこととなりますので、ご注意ください。
11	複数年卸・単年卸共通	2024年11月1日に公表された改定後の募集要項をふまえ、改めて「電力卸取引参加申込書」の提出が必要となるのか。また与信審査の扱いはどのようになるのか。	改定前の募集要項(複数年および単年卸)に基づき、提出いただいた「電力卸取引参加申込書(複数年および単年卸)」および財務諸表等は、引き続き有効といたしますので、再提出は不要です。また、改定前の募集要項(複数年および単年卸)に基づき、当社が事業者さまに通知した与信審査結果についても、引き続き有効といたします。
12	複数年卸・単年卸共通	2024年11月1日に公表された改定後の募集要項(複数年および単年卸)を受け、新規に電力卸販売募集に参加することは可能か。	2024年9月20日(金)までに「電力卸取引参加申込書(複数年および単年卸)」を提出いただき、当社の与信基準を満たした事業者さまを対象に卸販売募集を再開いたします。このため、2024年11月1日公表の改定後の募集要項(複数年および単年卸)を受け、新規に電力卸販売募集に参加することはできません。
13	複数年卸・単年卸共通	低利用率標準メニューの販売予定数量(kW)(募集上限)とは、各事業者から申込があった受給電力の単純合計値を意味するのか。	各事業者さまから申込があった受給電力を受電時間帯別に積み上げたロードカーブの最大値を指します。 ※各事業者さまから申込があった受給電力の単純合計値ではありません。

資料14 よくあるご質問と回答

(改定前の募集要項から変更・追加した箇所は赤字で記載)

項番	募集区分	ご質問	回答
14	複数年卸	複数年卸の募集に参加するにあたって、必要な手続きを教えてください。	<p>&lt;第1回の募集に参加される事業者さま&gt; 2024年9月20日(金)までに資料2「電力卸取引参加申込書(複数年卸)」をお申込みください。 あわせて、2024年9月20日(金)までに資料3「価格提示希望申込書(複数年卸)」によりご希望の商品や受給電力などをお申込みください。 2024年9月30日(月)に、当社から与信審査結果と、与信審査基準を満たした事業者さまには、お申込商品の受給料金単価を当社より提示いたします。 ※第1回募集は、実施済みです(不成立となりました)。</p> <p>&lt;第2回(予備回【再募集回】)の募集に参加される事業者さま&gt; 2024年9月20日(金)までに資料2「電力卸取引参加申込書(複数年卸)」をお申込みください(実施済み、再提出は不要です)。 2024年9月30日(月)に当社から与信審査結果をお知らせいたします(実施済み)。 以降のスケジュールは、2024年11月1日に公表された改定後の募集要項をご確認ください。</p>
15	複数年卸	2024年11月1日に公表された改定後の募集要項に基づく、複数年卸(第2回【予備回:再募集回】)に参加するにあたり、必要な手続きを教えてください。	<p>2024年9月20日までに当社へ「電力卸取引参加申込書(複数年卸)」をご提出いただき、当社の与信基準を満たした事業者さまが参加いただけます。</p> <p>複数年卸(第2回【予備回:再募集回】)に参加を希望される事業者さまは、2024年12月6日(金)17時までに資料3「価格提示希望申込書(複数年卸)」により、ご希望の商品や受給電力について当社へご提出ください。 2024年12月12日(木)に当社より、お申込商品の受給料金単価を提示いたします。</p>
16	複数年卸	最大でいくつの商品に申込みできるのか。	<p>1事業者さまにつき、標準メニューの商品4種類(ベース型、ミドル型、通告型α、通告型β)をお申込みいただけます。 ※同一商品に複数のお申込みはいただけません。</p>
17	複数年卸	販売商品毎に販売予定量を設定しているのか。	<p>低利用率標準メニュー(ミドル型および通告型α)については、販売予定数量(kW)を設定しております。</p>
18	複数年卸	中国電力からの受給料金単価の提示を踏まえ、希望受給電力を変更することは可能か。	<p>希望受給電力の変更(増加・減少)は可能です(通告型βは除く)。 ただし、希望受給電力の変更内容が、当社電源の安定的な運用に支障をきたすおそれがあり、実務上履行困難な場合は、変更のお断り、または受給電力もしくは受給料金単価の変更を求める場合があります。</p>
19	単年卸	2024年11月1日に公表された改定後の募集要項に基づく、単年卸(第1回~第3回)に参加するにあたり、必要な手続きを教えてください。	<p>2024年9月20日までに当社へ「電力卸取引参加申込書(単年卸)」をご提出いただき、当社の与信基準を満たした事業者さまが参加いただけます。</p> <p>&lt;第1回募集に参加を希望される事業者さま&gt; 2024年11月8日(金)17時までに資料8「価格提示希望申込書(単年卸)」により、ご希望の商品や受給電力について当社へご提出ください。 ※9月11日に公表された改定前の募集要項に基づく第1回について、既に当社へ「価格提示希望申込書(単年卸)」を提出いただいた事業者さまにつきましても、この度の改定後の募集要項に基づき、再度ご提出をお願いいたします。 2024年11月14日(木)に当社より、お申込商品の受給料金単価を提示いたします。</p> <p>&lt;第2回募集に参加を希望される事業者さま&gt; 募集スケジュールについて、2024年12月頃にお知らせします。</p> <p>&lt;第3回募集に参加を希望される事業者さま&gt; 実施の有無を含め、募集スケジュールについて2025年2月頃にお知らせします。</p>
20	単年卸	最大でいくつの商品を申込みできるのか。	<p>現在、当社と受給契約がある事業者さま(2024年4月1日から2025年3月31日の契約に限り)は、標準メニューの7商品(ベース型【基本プラン】、ベース型【市場連動型プラン】、ミドル型、定形型【当社指定型】、定形型【小売電気事業者指定型【プラン1・プラン2いずれか1つ】】、通告型α、通告型β)に加え、現行契約の契約更改分※についてお申込みいただけます。 ※現行契約が1契約の事業者さまは最大8種類、現行契約が2契約の事業者さまは最大9種類お申込みいただけます。 なお、通告型βの第2回以降の募集については、需給管理業務における委託手続きにかかる期間を考慮し、複数年卸または単年卸の第1回募集において、当社が通告型βの契約者決定通知を送付し、需給管理業務の委託に関する協議が調った事業者さまに限りお申込みいただけます。 (注) オプション「非化石証書付帯メニュー」の取扱いについては、募集要項等をご確認ください。</p>
21	単年卸	料金体系について、単純従量料金制と二部料金制のどちらを選んでも約定結果に有利・不利は生じないのか。	<p>二部料金制でお申込みいただいた事業者さまについては、単純従量料金制の受給料金単価に置き換えたうえで評価(約定処理)をいたします。 ※年間の基本料金と電力量料金の合計を年間受給電力量(通告型αの場合は年間利用率40%の場合にて算定)で除して算定します。 したがって、単純従量料金制と二部料金制のどちらを選んでいたとしても、約定結果に有利・不利は生じません。</p>
22	単年卸	各回の募集で、1つの商品に対して、希望する受給料金単価を複数申込みすることは可能か。	<p>1つの商品に対して、複数の希望受給料金単価をお申込みいただくことはできません。</p>
23	単年卸	現在、中国電力と電力卸販売の契約がある場合、契約更新の申込み方法はどのようになるか(「既存契約の範囲内」とあるが、具体的にはどういうことか)。	<p>現行契約の契約更新分の申込みにつきましては、受給電力および受給電力量のいずれもが現行契約の範囲内であることが条件となります。 なお、この条件を満たしていれば、現行契約から受給パターンを変更してお申込みいただくことも可能です。</p>
24	単年卸	商品毎に販売予定量の上限は設定しているのか。	<p>ベース型(市場連動型プラン)と定形型(小売電気事業者指定型プラン1・プラン2)については、販売予定数量(kWh)を設定しております。 また、低利用率標準メニュー(ミドル型、定形型【小売電気事業者指定型プラン1・プラン2】、通告型α)について、販売予定数量(kW)を設定しております。</p>

資料14 よくあるご質問と回答

(改定前の募集要項から変更・追加した箇所は赤字で記載)

項番	募集区分	ご質問	回答
25	単年卸	中国電力から提示される受給料金単価を踏まえ、希望受給電力を変更することは可能か。	希望受給電力の変更(増加・減少)は可能です(通告型βは除く)。ただし、希望受給電力の変更内容が当社電源の安定的な運用に支障をきたすおそれがあり、実務上履行困難な場合は、変更のお断り、または受給電力もしくは受給料金単価の変更を求める場合があります。
26	単年卸	ベース型(市場連動型プラン)について、固定料金の協議が調わない場合、受給契約を解約できないのか。	契約締結後、受給期間中に解約される場合は、違約金をお支払いいただくことになりますので、ご注意ください。 (参考) 資料8「価格提示希望申込書(単年卸)」において、市場連動型プランをお申込みいただいた事業者さまには、当社より、固定料金への変更手続きの詳細をご説明いたします。事業者さまにおかれましては、詳細をご確認いただいたうえで、当社よりお送りする「電力卸取引希望申込書(単年卸)」をご提出ください。 ご契約を希望されない場合は、当社よりお送りする「電力卸取引希望申込書(単年卸)」の希望価格は空欄でご提出ください。
27	単年卸	「価格提示希望申込書(単年卸)」で定形型(小売電気事業者指定型プラン)を選択した場合、中国電力からはプラン1、プラン2どちらの受給料金単価が提示されるのか。	当社より、プラン1、プラン2両方の受給料金単価を提示いたします。そのうえで、ご契約を希望されるいずれか1つのプランについて、当社よりお送りする「電力卸取引希望申込書(単年卸)」へ希望受給料金単価を記入のうえ、ご提出ください。
28	単年卸	昨年度(2024年度向け)の単年卸の募集では、希望受給料金単価の再申込(1回目、2回目)が可能だったが、今回は再申込はできないのか。	今回(2025年度向け)の卸販売募集では、希望受給料金単価の再申込の受付は行いません。
29	単年卸	定形型(小売電気事業者指定型プラン)について、希望する受給パターンはいつまでに提出すればよいか。	契約を希望するプランの受給パターンについて、当社よりお送りする「電力卸取引希望申込書(単年卸)」とあわせ、資料12「価格提示希望申込書(単年卸)補紙_小売電気事業者指定型(プラン1)受給計画等記載フォーマット」または資料13「価格提示希望申込書(単年卸)補紙_小売電気事業者指定型(プラン2)受給計画等記載フォーマット」へ記入のうえ、ご提出ください。 ※各募集回の提出期限については、改定後の募集要項等をご確認ください。
30	単年卸	非化石証書付帯メニューは、標準メニューとセットでの申込みが必要か(非化石証書付帯メニューのみで申込みことはできないのか)。	非化石証書付帯メニューは、標準メニューとセットでお申込みいただく必要がございます。
31	単年卸	「標準メニューは未約定」、「非化石証書付帯メニューは約定」となるケースは起こりうるのか。	非化石証書付帯メニューの約定は、標準メニューでの約定が条件となります。このため、左記の事象は発生しません。
32	単年卸	非化石証書付帯メニューで約定した場合、非化石証書量の確定はいつになるか。	2025年(暦年)の非化石証書量を算定のうえ、当社から2026年1月頃にお知らせします。また、非化石証書の事業者さまへの移転処理は2026年3月に実施する予定です。